

臨床研修病院の移転・病院の再編・開設者の変更の取扱い

- 国の運用上、臨床研修病院の移転・病院の再編・開設者の変更に際し、
一定の要件を満たす場合、**報告書の提出及び審議会への報告**を経て、指定継続を行うこととしている。

(要件)

移転等前後における病院の規模、機能及び開設者の異同並びに移転等の範囲を総合的に勘案し、
病院としての同一性が認められる場合で、さらに指定基準を満たしている場合

- ※ 臨床研修病院の指定を一度取消し、改めて指定を行うと、手続上、指定がされていない空白期間が存在し、研修が実施できなくなる等、臨床研修病院及び研修医に対して直接的な影響をきたすことになる。

都立・東京都保健医療公社病院の地方独立行政法人化について

- 1 対象病院** ※地方独法化前名称
(都立病院) 広尾病院、駒込病院、松沢病院、大塚病院、墨東病院、多摩総合医療センター
(公社病院) 東部地域病院、多摩南部地域病院、大久保病院、多摩北部医療センター、荏原病院、豊島病院
- 2 変更日** : 令和4年7月1日
- 3 変更前後の状況** : 開設者及び病院名のみ変更あり
二次医療圏、病床数、診療科、病院の機能、医師数、研修医定員…大幅な変更なし

上記、対象病院について、地方独法化後の病院が指定基準を満たすとともに、
地方独法化前後において病院としての同一性が認められることから、指定継続とする。